

兵庫県公報

平成21年9月30日 水曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則（社会援護課）	1

公布された法令のあらまし

●生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第57号）

国の生活福祉資金貸付制度要綱の全部改正により、貸付金の種類の統合及び再編を行う等の見直しが行われることに伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年9月30日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第57号

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則（昭和36年兵庫県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号ただし書中「長期生活支援資金及び要保護世帯向け長期生活支援資金」を「不動産担保型生活資金及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金」に、「一括償還の、離職者支援資金の償還にあつては月賦償還」を「一括償還」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 貸付金の利子は、次のアからウまでに掲げる貸付金の種類に応じ、それぞれアからウまでに定めるとおりとする。

ア 総合支援資金及び福祉資金の福祉費

(7) 保証人を立てる場合 無利子

(4) 保証人を立てない場合 据置期間中は無利子、据置期間経過後は利率年1.5パーセント

イ 緊急小口資金及び教育支援資金 無利子

ウ 不動産担保型生活資金及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金 利率年3パーセント以内

第3条第5号中「更生資金の技能習得費、」を削り、「1）及び修学資金」を「以下この号において同じ。）及び教育支援資金」に改め、同号に後段として次のように加える。

この場合における第3号アの規定の適用については、福祉資金の福祉費の貸付けについて、同号ア(7)の保証人が立てられたものとみなす。

第3条第6号中「貸付金（緊急小口資金及び要保護世帯向け長期生活支援資金を除く。）」を「不動産担保型生活資金」に改め、「借受人と連帯して債務を負担する」を削り、同号ただし書を削り、同条に次の1号を加える。

(7) 第3号ア(7)及び前号の保証人は、借受人と連帯して債務を負担するものとする。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

貸付金の種類	貸付金の貸付限度	据置期間	償還期間	備考

総合支援資金	生活支援費	月額200,000円(単身の世帯にあつては、月額150,000円)以内	6月以内	20年以内	貸付けを行う期間は、12月以内	
	住宅入居費	400,000円以内	6月以内	20年以内		
	一時生活再建費	600,000円以内	6月以内	20年以内		
福祉資金	福祉費	5,800,000円以内	6月以内	20年以内		
	緊急小口資金	100,000円以内	2月以内	8月以内		
教育支援資金	教育支援費	高等学校(中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び専修学校高等課程を含む。)	月額35,000円以内	6月以内	20年以内	
		高等専門学校	月額60,000円以内	6月以内	20年以内	
		短期大学(専修学校専門課程を含む。)	月額60,000円以内	6月以内	20年以内	
		大学	月額65,000円以内	6月以内	20年以内	
	就学支度費	500,000円以内	6月以内	20年以内		
不動産担保型生活資金		月額300,000円以内	3月以内	3月以内	貸付けを行う期間は、貸付金とその利子を合計した金額が現に居住している土地の評価額に基づく貸付限度額に達するまでの期間	
要保護世帯向け不動産担保型生活資金		月額として生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第4項に規定する保護の実施機関が定める額以内	3月以内	3月以内	貸付けを行う期間は、貸付金とその利子を合計した金額が現に居住している居住用不動産の評価額に基づく貸付限度額に達するまでの期間	

備考 災害を受けたことにより貸し付ける総合支援資金及び福祉資金については、当該災害の状況に応じて、その据置期間を2年以内とすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の規定は、平成21年10月1日以降の実施に係る生活福祉資金貸付事業について適用し、同日前の実施に係る生活福祉資金貸付事業については、なお従前の例による。